

多度津町パートナーシップ 宣誓制度ご利用の手引き



多度津町 住民環境課



はじめに

多度津町では、多度津町人権擁護に関する条例の理念に基づき、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちの実現を目指しています。

パートナーシップ宣誓制度は、現行の法制度では結婚が認められていない一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお2人が、「戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支えあう」関係にあることを宣言し、町がその関係を公的に証明する制度です。

性的少数者（マイノリティ）とは？

人の性は、単に男と女に二分できるものではなく、「からだの性」「こころの性」「好きになる性」などの組合せやその割合など、そのあり様は非常に多様です。

性的少数者（性的マイノリティ）とは、どの性別を恋愛の対象とするかを表す「性的指向」や、自分の性別についての認識である「性自認」が、多数の人とは異なる人のことをいいます。

目次

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1. パートナーシップ宣誓の『予約』から『証明書交付』までの流れ | P1 |
| 2. 宣誓することができる方 | P2 |
| 3. 宣誓時にご用意いただくもの | P3 |
| 4. よくある質問 | P5 |
| 5. 宣誓証明書が利用可能な多度津町の行政サービス一覧 | P9 |

1. パートナーシップ宣誓の『予約』から『証明書交付』までの流れ

① 事前予約をしてください。

- 宣誓希望日の14日前（土・日・祝日・年末年始を除く）までに必ず、住民環境課の人権係へ電話またはメールで予約してください。
- 予約の際に、以下のことをお伺いします。
 - ①氏名（漢字・ふりがな・希望する場合は通称名も）
 - ②宣誓希望日（第1～第3希望）
 - ③住所（転入予定先）
 - ④電話番号
 - ⑤希望する宣誓書の種類（カード型・証書型）
 - ⑥宣誓時の個室希望の有無

② パートナーシップ宣誓を行います。

- 予約した日時、場所にお二人そろってお越しください。
- 町職員の立ち合いのもと、宣誓書に必要事項を記入してください。
- 本人確認及び宣誓内容や要件の確認を行います。

③ 宣誓証明書が交付されます。

- すべての要件を満たしていることが確認できたら、ご希望のあった種類のパートナーシップ宣誓証明書を交付します。
- ※提出書類等に不備がある場合、即日交付ができないことがあります。

④ 交付の手続きは終了です。

※「転入予定」で宣誓された場合は、3か月以内に転入したことが確認できる住民票等を提出していただきます。

予約なしで宣誓書を提出された場合、スムーズな対応ができない可能性がありますので、必ず住民環境課・人権係へ電話またはメールでご予約をお願いします。

連絡先：多度津町役場 住民環境課 人権係

電話：0877-33-4480

メール：jyuukan@town.tadotsu.lg.jp

受付時間：平日8:30～17:15（土日、祝日、年末年始を除く）

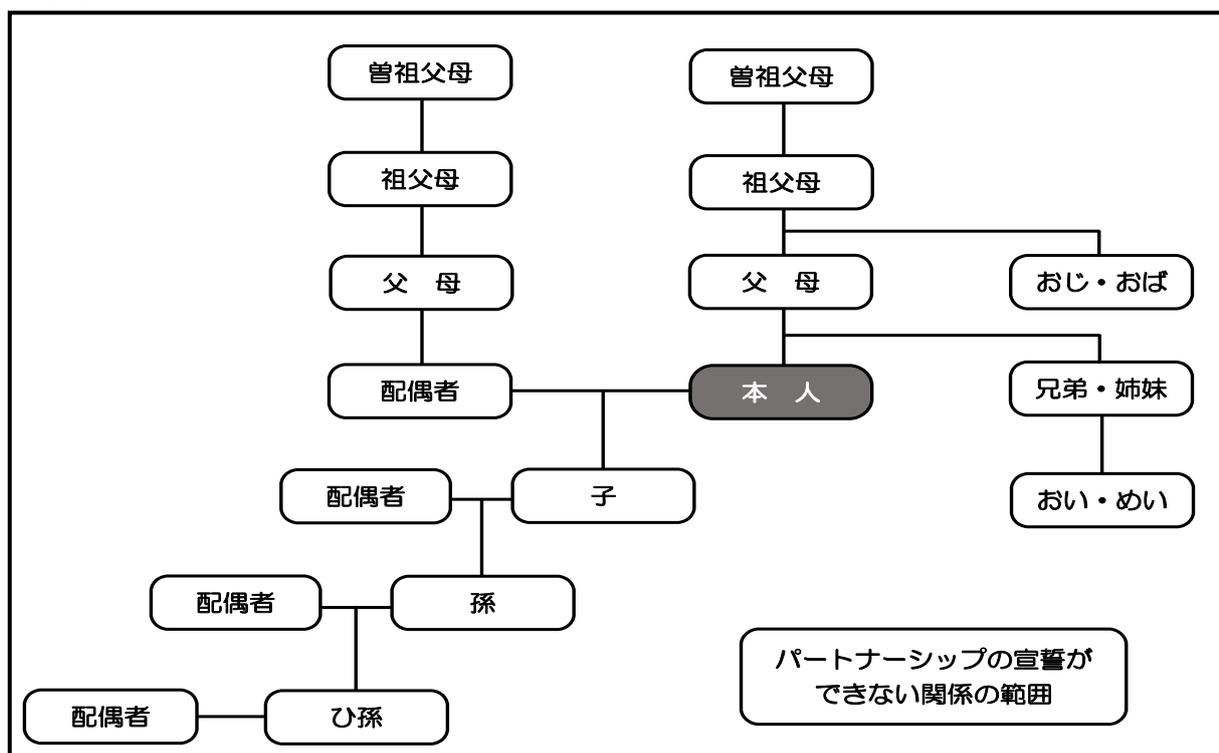
2. 宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をするには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 成年に達していること。
 - ・双方とも年齢が満18歳以上の方。

※民法の改正により、2022（令和4）年4月1日以降は、成人年齢が満18歳以上に引き下げられています。
- ② 多度津町民であること、または多度津町に転入予定であること。
 - ・町内に住所を有しているか、3か月以内に町内への転入を予定している方。
- ③ 配偶者がいないこと。

※パートナーシップの宣誓をしようとする人同士が、同性婚を認めている外国で結婚している場合は宣誓が可能です。
- ④ 宣誓しようとする方以外とパートナーシップの関係にないこと。
 - ・同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓や登録を行っている方は、多度津町において宣誓することはできません。
- ⑤ 宣誓者同士の関係が近親者でないこと。
 - ・民法の規定により、婚姻できない関係にある方とは宣誓することができません。
 - ・養子縁組によって、宣誓をしようとするお2人が近親者となっている場合は、宣誓が可能です。



3. 宣誓時にご用意いただくもの

要件を満たしているか確認するため、下記の書類を準備していただきます。宣誓の手数料は無料ですが、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料等は自己負担となります。

①住民票の写し（住民票記載事項証明書でも可） ※発行日より3か月以内のもの

- ・宣誓する人1人につき1通ご用意ください。（同一世帯の場合、2人分の情報が記載されていれば1通で結構です。）
 - ・転入予定の方は、可能であれば転出証明書を提示してください。そうでない場合は、現住所の記載された住民票の写しを提出してください。
- ※転入手続きが完了した段階で、改めて住民票の写しを提出していただきます。

②独身であることを証明する書類 ※発行日より3か月以内のもの

- ・宣誓する人1人につき1通ご用意ください。
- ☆日本国籍を有している方
- 次の書類のいずれか
- A. 戸籍抄本
 - B. 独身証明書
- ※いずれも本籍地の市区町村役場で発行されます。
- ※なんらかの事情で無戸籍の方は、その旨を申し出てください。
- ☆日本国籍を有していない方
- 次の書類全て
- ◇結婚していない場合
 - A. 婚姻要件具備証明書（外国語）
 - B. 婚姻要件具備証明書（日本語に翻訳したもの）
 - ◇これから宣誓をしようとしている2人が外国で結婚している場合
 - A. 婚姻証明書（外国語）
 - B. 婚姻証明書（日本語に翻訳したもの）
- ※発行については、国ごとに取り扱いが異なりますので、該当する国の大使館等にお問い合わせください。
- ※日本語への翻訳はご本人で行っても問題ありません。翻訳者の氏名を記入してください。

③本人確認ができるもの

本人確認書類の例	
1点の提示で足りるもの	2点以上の提示が必要なもの
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 顔写真付きの学生証などの身分証明書 <input type="checkbox"/> 顔写真付きの資格証明書（船員手帳、無線従事者免許証など）	<input type="checkbox"/> 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 顔写真のない学生証、社員証などの身分証明書 <input type="checkbox"/> 顔写真のない資格証明書（生活保護受給証、恩給等の証書など）

④通称名を使用する場合、通称名が確認できるもの

通称名確認書類の例	
1点の提示で足りるもの	2点以上の提示が必要なもの
<input type="checkbox"/> 社員証、学生証等（顔写真付き）	<input type="checkbox"/> 公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> 郵便物 <input type="checkbox"/> 社員証、学生証等（顔写真なし）

上記以外にも、事情に合わせて町長が必要と認める書類の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

4. よくある質問

全 般

Q1.	パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。
A1.	婚姻を行うと、民法規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や税金の控除、親族の扶養義務等、様々な権利・義務が発生します。 一方、多度津町のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づき行われるものであり、婚姻のような法的な効力はありません。しかし、証明書の提示により利用できる行政サービスを増やしていくとともに、民間事業者にも、証明書の利用等について周知を進めていくこととしております。
Q2.	パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。
A2.	宣誓や宣誓証明書の交付には、費用はかかりません。ただし、宣誓に係る必要書類の交付手数料等は自己負担となります。
Q3.	宣誓に関する手続きはインターネットや郵送でできますか。
A3.	宣誓に関する手続きは、宣誓の予約を除き、基本的に住民環境課の窓口で行っていただきます。
Q4.	私はパートナーシップ制度を導入している他市町から多度津町に転入する予定です。この時、その自治体から交付されているパートナーシップ宣誓証明書を多度津町でそのまま使うことはできませんか。
A4.	継続して使用することはできません。現時点で、三豊市や高松市などパートナーシップ制度を導入している自治体と多度津町の間では、継続利用に関する協定や宣誓に関する要綱について取り決めはありませんので、他市町の宣誓書を本町で継続して使用することはできません。
Q5.	「養子縁組によって、お2人が近親者である場合は、宣誓が可能です。」とはどういうことですか。
A5.	パートナーシップにあるお2人が、様々な事情により、当事者同士間もしくは当事者の親と養子縁組を行ったことで、近親関係にある場合は、この要件の例外として、宣誓を認めています。
Q6.	私達は、法律的には私が女性、パートナーが男性のカップルです。宣誓はできますか。
A6.	宣誓をしようとしているお2人の一方若しくは双方が、性的少数者（性的マイノリティ）にあたるのであれば、宣誓は可能です。どちらも性的少数者（性的マイノリティ）にあたらない場合は、制度の対象となりません。

「宣誓をすることができる者の要件」について

「年齢要件」について	
Q 7.	宣誓の日時を予約する時点では、まだ成年に達していませんが、予約することはできますか。
A 7.	宣誓を行う日までに、両者が成年に達するのであれば、宣誓は可能です。
「住所要件」について	
Q 8.	パートナーと同居していないと宣誓できませんか。
A 8.	同居している必要はありません。 ※お二人が同一の住所に居住している場合は、「お互いに協力し合って生活する」という定義にあわせ、世帯をひとつにすることが望まれます。
Q 9.	宣誓の後に、多度津町内に引っ越す予定ですが、まだ入居先が決まっていますか。
A 9.	宣誓後に町内への転入を予定している方は、宣誓の日から3か月以内に、多度津町へ転入したことがわかる住民票を提出してください。 ※期限までに転入されなかった場合、宣誓の証明が取り消されます。
「宣誓の方法」について	
宣誓の予約について	
Q 10.	予約の時に伝えた内容の一部変更（誤り）がありました。
A 10.	変更があった（誤りがあった）内容について、宣誓日の前日までに担当課まで連絡してください。
Q 11.	事前に必要な書類が準備できているか、私たちが要件を満たしているか確認してもらうことはできますか。
A 11.	ご相談いただければ、お2人が宣誓に必要な年齢・住所・婚姻要件を満たしているか、確認することは可能です。
宣誓当日について	
Q 12.	パートナーが役場を訪問することができません。パートナーが書いた委任状を持参して、私だけで宣誓をすることはできますか。
A 12.	宣誓をすることはできません。両当事者の意思を確認するためにも、パートナーシップの宣誓の際には、必ずお2人がそろって窓口にお越しいただく必要があります。※夜間・休日等、役場開庁時間以外での対応を希望される場合は、事前にご相談ください。
Q 13.	代筆を頼む相手は、誰でもいいのですか。
A 13.	お2人の同意のもと、決められた方であれば、原則どなたでも代筆が可能です。
Q 14.	代筆者は本人確認書類はいらないのですか。
A 14.	宣誓をする方と町職員立会いのもとでの代筆ですので、代筆者の方の本人確認は不要です。

Q15.	私はパートナーシップの宣誓の後に引っ越しをする予定です。この時、宣誓書の住所欄には「引っ越しをする前の住所」と「引っ越しをした後の住所（引っ越し先）」のどちらを記入すべきですか。
A15.	「宣誓をする日の時点での住所」を記入してください。 なお、この場合の証明書の取扱いは、転入が確認されてから発行いたします。
「必要書類」について	
Q16.	私（もしくはパートナー）は、これまで通称名を使用していませんが、これを機に通称名を使用したいと考えています。通称名を使用するの宣誓は可能ですか。
A16.	使用する通称名、通称名を使用したい理由等を記載した申述書を添えていただくことで、宣誓の日から使用する通称名での宣誓も可能です。
「本人確認」について	
Q17.	本人確認に提示できる書類を何も持っていません。
A17.	パートナーシップの宣誓は、ご本人及びパートナーの方の意思によってのみ成り立つものです。そのため、それぞれがご本人であることを確認する必要があります。 健康保険証、年金手帳はどなたでも取得できると思われるので、ご用意くださいますようお願いいたします。
「証明書の交付」について	
Q18.	宣誓証明書を郵送で送ってほしいのですが。
A18.	原則として、窓口での直接交付となります。郵送等による証明書の送付は行っておりません。
証明書の交付後について	
Q19.	宣誓後に氏名（通称名）を変更しました。何か手続きは必要ですか。
A19.	パートナーシップ宣誓証明書の内容に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。「パートナーシップ宣誓証明書内容変更届出書」を提出することで、内容を変更した証明書を再交付いたします。
Q20.	宣誓後に住所を変更しました。何か手続きは必要ですか。
A20.	転入予定で宣誓を行い、期限内に多度津町へ転入した場合は、住民票の写しを提出してください。 それ以外の場合は、住所を変更した旨をご連絡いただければ結構です。 ※多度津町から転出した場合は、証明の効力が失われますのでご注意ください。

「証明書の再交付」について

Q21.	宣誓証明書の再交付をしたいのですが、申請書を提出すれば、すぐに発行してもらえますか。
A21.	再交付申請書に不備等が無ければ、即日発行は可能です。しかし、事前に予約をしていただくと、スムーズに発行が可能です。

「証明の取り消し」・「証明書の返還」について

Q22.	宣誓後に私（もしくはパートナー）が町外へ引っ越すことになりました。この場合、宣誓の証明は取り消されてしまいますか。
A22.	パートナーシップ宣誓を行った両当事者の内、一方でも町外へ住所を移した時点で、宣誓の証明は取り消しとなります。 しかし、住民票の移動を伴わない短期の移動であれば、この限りではありません。
Q23.	パートナーから一方的に、関係の解消を告げられました。宣誓証明書を返還しなければいけませんか。
A23.	パートナーシップの関係性は、両者の意思に基づいてのみ成立しますので、どちらか一方でも関係性を維持する意思を失った場合は解消されます。この場合、要綱第9条に基づいて宣誓証明書を返還していただきます。
Q24.	宣誓証明書を返還しなければならない事情が発生しましたが、形見や記念等として宣誓証明書を所持しておくことは可能ですか。 また、この場合、パートナーに交付されていた宣誓証明書も所持しておくことはできますか。
A24.	原則、返還していただくこととなります。 ※どうしても手元に残しておきたい場合はご相談いただき、無効化処置を行った上でお渡しすることができますので、一旦返還してください。

パートナーシップ宣誓制度の利用等について

Q25.	なりすましでの宣誓や偽造等による悪用はされませんか。
A25.	宣誓を行う際に、住民票の写しや本人確認を行うための運転免許証等の提示を求めらることで、なりすましによる宣誓や偽造等による悪用を防止しています。 なお、パートナーシップ宣誓証明書を虚偽により交付を受けたり、不正に利用したりした場合は、当該パートナーシップ宣誓の証明を取り消し、宣誓証明書を返還していただきます。
Q26.	制度の利用に際して、プライバシーは守られますか。
A26.	宣誓される方のプライバシーの保護の観点から、個室で宣誓を行っていただくことが可能です。事前予約の際にお申し出ください。 また、提出書類に記載されている内容等の個人情報には必ず守られます。

Q27.	宣誓証明書や宣誓証明カードは、どこで利用できるのですか。
A27.	<p>この制度には法的効力はありませんが、証明書の提示により利用できる行政サービスを増やしていくとともに、民間事業者にも、証明書の利用等について周知啓発を進めていくこととしています。</p> <p>すでに、証明書を提示することでご利用可能な民間サービスが存在していますが、それぞれ利用先で取り扱いが異なっている場合がありますので、ご注意ください。</p>

5. 宣誓証明書が利用可能な多度津町の行政サービス一覧（随時追加予定）

担当課	行政サービス名	ご利用方法
建設課 (33-1112)	町営住宅	町営住宅への入居申込の際に、宣誓証明書の写しを提出していただくと、お互いを「親族」とみなすことができます。
政策課 (33-1116)	移住促進家賃補助金交付	補助金の交付申請の際に、宣誓証明書の写しを提出していただくと、お互いを「夫婦」とみなすことができます。

※ サービスごとに、宣誓証明書の取り扱いは異なっているので、詳しいご利用方法については、担当課にお問い合わせください。

このほかにも、宣誓証明書を行政サービスに利用できる場合がありますので、気になることがございましたら、住民環境課人権係（33-4480）までお気軽にご相談ください。



多度津町 住民環境課 人権係

〒764-8501 仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

電話：0877-33-4480

メール：juukan@town.tadotsu.lg.jp

受付時間：平日8:30~17:15（土、日、祝日、年末年始を除く）

多度津町HP「多度津町パートナーシップ宣誓制度の導入について」

多度津町 パートナーシップ宣誓制度

検索

発行 令和7年4月